

一関市告示第210号

一関市薪ストーブ設置費補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年6月20日

一関市長 勝 部 修

一関市薪ストーブ設置費補助金交付要綱

(目的)

第1 市内の森林資源をエネルギーとして活用する資源・エネルギー循環型まちづくりの推進を図るとともに、市民による地域に根差した木質バイオマスの利用の促進を図るため、市民が薪ストーブを設置する経費に対し、予算の範囲内で一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 薪ストーブ 木材及び木材の廃材を燃料とする暖房器具であって、二次燃焼構造を有するもの及びこれに伴う排煙設備をいう。
- (2) 一関市産材 市内の森林及び市有林から生産された木材をいう。

(補助金の交付対象者)

第3 補助金の交付対象者は、市内に住所を有する者又は市内に事業所を有する法人で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 木材及び木材の廃材を燃料とした薪ストーブを暖房として使用する目的で自らの住宅又は事業所に設置しようとするもの
- (2) 市税の滞納がないもの
- (3) 既に同一種類の補助金の交付を受けていない又は補助金の交付を受けている者が同一世帯にいないもの

(補助金の対象経費及び補助額)

第4 補助金の対象経費及びこれに対する補助額は、次のとおりとする。

補助金の対象経費	補助額
薪ストーブ（未使用の	補助金の対象経費（交付対象者の住宅又は事業所において、

ものに限る。)の 購入及び設置に要した 経費(ただし、建物の 増改築に係る費用を除 く。)	薪ストーブ1台に係る経費に限る。)の10分の1に相当する 額以内の額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、 これを切り捨てた額)とし、10万円を限度とする。
---	---

(補助事業の内容の軽微な変更)

第5 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、交付決定額に変更が生じない変更とする。

(申請の取下期日)

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して30日以内とする。

(提出書類及び提出期日)

第7 規則に定める提出書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

(報告の徴収等)

第8 市長は、補助金の交付事務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、随時報告を徴し、又は指導、現地調査等を行うことができるものとする。

(補則)

第9 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第7関係)

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期日
規則第4条の規定による書類	1 薪ストーブ設置費補助金交付申請書 2 見積書又は設置に要する費用の内訳が確認できる資料 3 カタログ等製品の仕様がわかる書類 4 薪ストーブ設置前の状況が確認できるカラー写真 5 前年度分の納税証明書 6 預金通帳の写し等(口座が確認できるもの) 7 その他市長が必要と認める書類	第1号	別に定める。

規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定による書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 薪ストーブ設置費補助金変更承認申請書 2 その他市長が必要と認める書類 	第 2 号	変更の事由の生じた日から 15 日以内
規則第 13 条第 1 項の規定による書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 薪ストーブ設置費補助金交付請求書 2 薪ストーブの設置の状況が確認できるカラー写真 3 領収書等の写し（内訳が確認できるものを添付すること） 4 （補助金振込先を記入した場合）預金通帳の写し等（口座が確認できるもの） 5 その他市長が必要と認める書類 	第 3 号	別に定める。

年 月 日

一関市長 様

申請者 住所 〒 -

氏名

電話

薪ストーブ設置費補助金交付申請書

年度において、一関市資源・エネルギー循環型まちづくりの推進を図ることを目的に、薪ストーブを設置して可能な限り一関市産材を利用するため、薪ストーブ設置費補助金の交付を受けたいので、一関市補助金交付規則により、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 補助金交付申請事業の概要

薪 ス ト ー ブ 設 置 ※ □の欄は、該当する箇所にレ 点を付けてください。	1 薪ストーブ設置 <input type="checkbox"/> ①新設 <input type="checkbox"/> ②増設			
	2 住居の状況 <input type="checkbox"/> ①新築 <input type="checkbox"/> ②改築 <input type="checkbox"/> ③増築 <input type="checkbox"/> ④増改築なし			
	3 申請者 <input type="checkbox"/> ①世帯主 <input type="checkbox"/> ②世帯主以外（続柄 ）			
薪ストーブの設置場所 （住所又は所在地）	一関市			
着工予定日	年 月 日			
事業完了予定日	年 月 日			
薪ストーブの購入及び設置に要 する経費（税込み）	円			
設置する薪ストーブ の概要	製造メーカー			
	施工業者又は 販売者	(電話)		
補助金振込先	金融機関名		支店名	
	フリカ、ナ			
	口座名義			
	口座番号		預金種類	普通・当座

添付書類については、裏面を参照ください。

(裏)

添付書類

- 1 見積書又は設置に要する費用の内訳が確認できる資料
- 2 カタログ等製品の仕様がわかる書類
- 3 薪ストーブ設置前の状況が確認できるカラー写真
- 4 前年度分の納税証明書
- 5 預金通帳の写し等（口座が確認できるもの）
- 6 その他市長が必要と認める書類

年 月 日

一関市長 様

申請者 住所 〒

氏名

電話

薪ストーブ設置費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け一関市指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があった薪ストーブ設置費補助金に係る事業を変更（中止・廃止）したいので、一関市補助金交付規則により、下記のとおり承認を申請します。

記

変更（中止・廃止）の内容		変更前事業費 円
変更（中止・廃止）の理由		変更後事業費 円
変更（中止・廃止）の生じた 年月日	年 月 日	

※ 変更の場合は、変更の内容が確認できる資料を添付すること

年 月 日

一関市長 様

申請者 住所 〒 -

氏名 ㊟

電話

薪ストーブ設置費補助金交付請求書

年 月 日付け一関市指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があった薪ストーブ設置費補助金に係る事業が完了したので、一関市補助金交付規則により、関係書類を添えて、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 補助金交付請求事業の概要

薪ストーブの設置場所 (住所又は所在地)	一関市			
着工日	年 月 日			
事業完了日	年 月 日			
設置した薪ストーブの概要	製造メーカー			
	施工業者又は販売店等	(電話)		
薪ストーブの購入及び設置に要した経費(税込み)	円			
補助金振込先 ※ 補助金交付申請書に記載した振込先に変更がない場合は、記入不要	金融機関名		支店名	
	フリカゝナ			
	口座名義			
	口座番号		預金種類	普通・当座

※ 添付書類

- 1 薪ストーブの設置の状況が確認できるカラー写真
- 2 領収書等の写し(内訳が確認できるものを添付すること)
- 3 (補助金振込先を記入した場合) 預金通帳の写し等(口座が確認できるもの)
- 4 その他市長が必要と認める書類